＼ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。 ／

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ

職場内で回覧をお願いします

令和8年11月号

ホームページ内、広報からも閲覧・ダウンロードできます▶

ここを必ずご記入ください!傷病手当金申請の注意点

傷病手当金支給申請書の不備が多い箇所をご紹介します。
お手続きを円滑に進めるため、以下の点にご注意いただき、正確なご記入をお願いします。

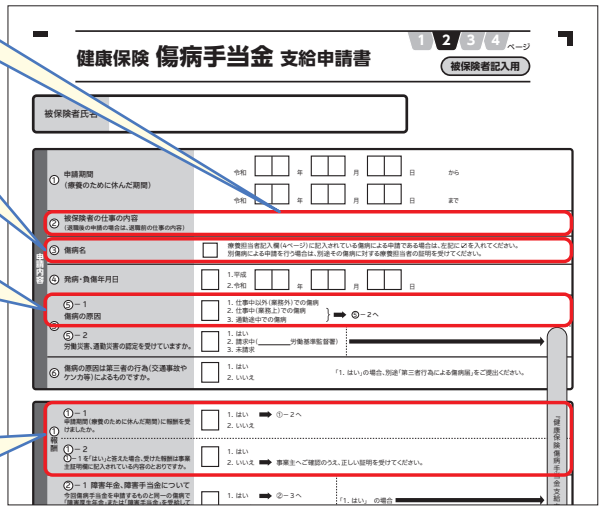
2ページ目　被保険者(ご本人)様の記入で不備が多いポイント

仕事内容の記入
被保険者様の仕事内容を必ずご記入ください。

申請内容の傷病名欄への✓の記入
申請書4ページ目の医師が記入した傷病名を確認し、✓をご記入ください。

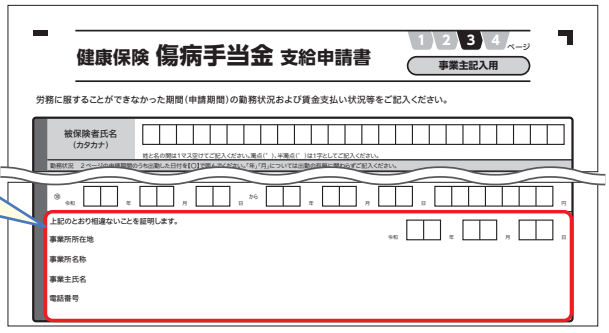
傷病の原因の記入
「1～3」の該当する数字をご記入ください。

申請期間中の報酬の有無の記入
申請書3ページ目の事業主の証明を確認し、矛盾がないようにご記入ください。申請期間中に報酬を受けている場合は①-1、①-2に「1」とご記入ください。報酬を受けていない場合は①-1に「2」をご記入ください。



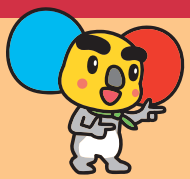
3ページ目　事業主様の記入で不備が多いポイント

事業主証明欄の記入
申請書3ページ目の「事業所所在地」、「事業所名称」、「事業主氏名」、「電話番号」を必ずご記入ください。また、事業主証明年月日は申請期間以降の日付をご記入ください。
例）申請期間：R8.11.1～R8.11.30の場合
　　事業主証明年月日はR8.11.30以降の日付をご記入ください。



電子申請がオススメです!

オンラインで各種給付金の申請ができます。
電子申請は郵送にかかる時間が削減できることや、記入漏れのミスを防止できること、申請後の進捗状況が確認できること等、メリットがたくさん!ぜひご利用ください。



電子申請について詳しくはこちら▲

「医療費のお知らせ」一斉送付終了のお知らせ

これまでお届けしていた「医療費のお知らせ」の一斉送付は令和7年度で終了しました。
今後は、ご自身のスマートフォン等からマイナポータルをご利用いただくことで医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。

マイナポータルで医療費情報を確認するメリット

①スマートフォンやパソコンから、いつでも医療費情報を閲覧できます。※1
②領収書や医療費のお知らせがなくても医療費控除（確定申告）が申告できます。

医療費情報の確認はこちら▶

医療費控除（確定申告）の詳細はこちら▶ ※2

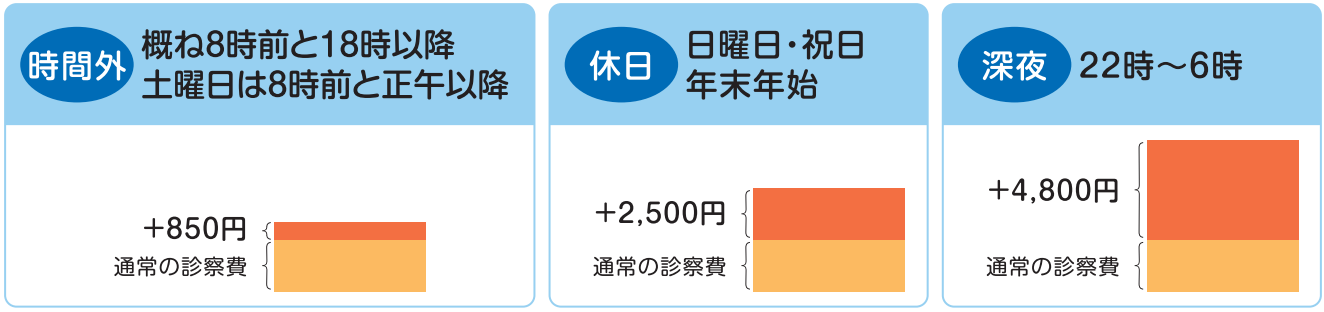
※1 受診月の翌々月11日以降に情報が閲覧でき、1年間分（1月～12月）の情報は原則2月9日以降に閲覧できます。
※2 令和8年分は12月上旬に更新予定です。

平日や日中の受診で医療費の節約に!

診療時間外に医療機関を受診すると、割増料金がかかり、医療費が高くなってしまうことがあります。
緊急時以外は、診療時間内に受診しましょう。

診療時間外とは?

時間外に受診すると、どれくらい割増料金がかかるの?



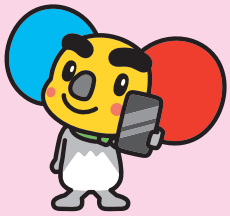
※上記金額は、6歳以上の方の初診の場合です。図の割増料金は10割負担のもので、健康保険が適用されます。

急な発熱　頭をぶつけた

休日・夜間、子どもを病院に連れていくか迷ったら・・・

子ども医療電話相談事業【#8000】をプッシュ

看護師などから、お子様の症状に応じた
適切な対処の仕方や受診する病院のアドバイスを受けられます。



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ　全国健康保険協会 鹿児島支部

〒890-8640 鹿児島市武1丁目2番10号 JR鹿児島中央ビル9階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-252-7501

メルマガの登録はコチラ　LINEの登録はコチラ

～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～

協会けんぽ鹿児島 検索